

盛土規制法に基づく規制区域指定の概要について

1 要旨・目的

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害等を受け、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が、令和5年5月26日に施行されました。

福島県では、盛土規制法に基づく規制区域（第10条第1項の「宅地造成等工事規制区域」及び第26条第1項の「特定盛土等規制区域」）の指定を進めるため、このたび、中核市3市及び指定済みの西郷村、矢祭町、白河市を除く「53市町村」の規制区域（案）を作成しました。

2 規制区域の考え方

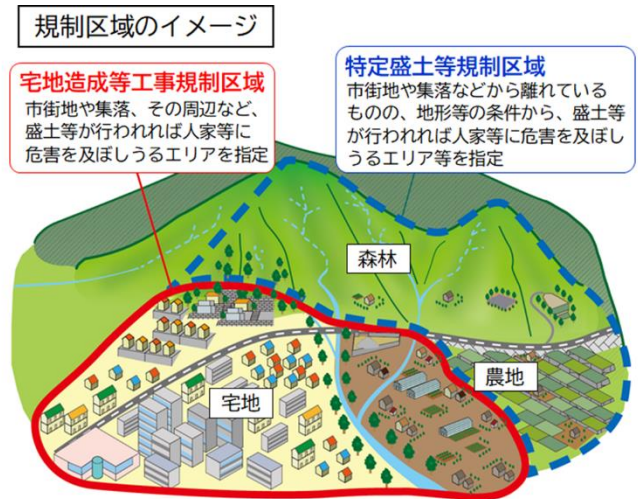
(1) 規制区域の指定

右図のイメージのとおり、2つの区域を指定します。

今回は、53市町村を指定する予定です。

(2) 規制区域の範囲

国土交通省の基礎調査実施要領に基づき規制区域（案）を作成したところ、53市町村内の全域が「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」となります。



3 規制区域指定の予定

53市町村：令和6年9月末

※白河市：令和6年6月28日に指定済

※西郷村・矢祭町：令和6年3月26日に指定済

4 規制対象となる盛土等の規模

福島県では、盛土規制法施行令に基づき、次の盛土等について許可対象とする予定です。

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

【出典：盛土規制法パンフレット（国土交通省・農林水産省・林野庁）】